

事業計画書

1 運営ビジョン

(1) 地域における地域ケアプラザの役割について

地域包括ケアシステムの推進や高齢者、子ども、障害者支援の視点を含めて地域ケアプラザの指定管理者として行うべき取組を具体的に記載してください。

地域ケアプラザの指定管理者は、高齢者、子育て世帯、障害のある方など、誰もが地域の中で困りごとを抱えて孤立することのないよう、介護・医療や生活支援・介護予防等と地域住民による見守りや助け合い等の一体的な支援を、身近な日常生活圏域で行う役割を担います。

また、地域住民が主体となって、つながり支え合う地域づくりを進められるよう、横浜市地域福祉保健計画の策定・推進等を通じて、地域の課題を地域住民や関係機関と共有し、解決に向けた話し合いや活動を支援します。

(2) 担当地域の特色、課題及び将来像並びにそれに係る取組について

地域住民や関係者と連携・協働して、情報収集及びデータ分析等により、地域の特色や魅力、課題を把握できる具体的な計画を記載してください。

上記により把握した課題を地域において解決するため、また魅力をより発揮するための関係団体等との連携方法を具体的に記載してください。

港北区は人口が36万人を超え、市内でも最も人口の多い区です。篠原地域ケアプラザの担当エリアである篠原地区は、人口が約38,000名と区内13地区中で4番目に多く、高齢者世帯、子育て世帯ともに多い地区です。高齢化率は22.82%(令和6年3月現在)で、港北区19.96%よりはや高いですが、要介護認定率は区内で2番目に低く、元気な高齢者も多いのが特徴です。

篠原地区連合自治会は10の自治会で構成されています。各自治会の活動が活発で、以前から全自治会9カ所(2自治会合同含む)で実施しているミニデイサービスの他、様々な事業が行われています。

地理的には、山坂による高低差が有り、狭い坂道や階段に囲まれた住宅も多くあります。坂が多いことで、外出が困難な高齢者も増えています。戸建ても多く、古くからの住宅街では家の中の様子が分かりにくく、他者との交流を望まない方も少なくありません。また、高額金銭詐欺や悪徳訪問販売、リフォーム詐欺等が頻発しています。今後、高齢者世帯や独居世帯、認知症の方は増加していく見込みのため、これまで以上に地域における支え合いの活動が重要になると考えます。

1 ひっとプラン港北、地区別計画「わがまち篠原」を通じた地域との連携

年2回開催している「わがまち篠原」連絡会や福祉ネットワーク会議を活用し、情報の共有を図ります。歴史の長い団体も多いため、地区別計画を推進しながら時代と共に変化していく団体の課題の解決を進めます。地域の様々な事業(ミニデイサービス、子育てサロン等)や会議(地区民生委員児童委員協議会(以下、「地区民児協」という)、連合自治会町内会の定例会議等)への参加や

活動団体の支援を通じて、個別課題や地域課題の把握に努めます。

2 個別の課題から見える地域の仕組みづくりの推進

地域から収集した情報を分析し、地区ごとの傾向をまとめ地域へ発信します。また、地区の民生委員児童委員（以下、「民生委員」という）や自治会町内会の方より寄せられる個別の相談から浮かび上がる地域課題について、地域ケア会議や協議体を用い、共有し課題解決に向けた検討を行います。地域ケア会議や協議体にてつながりを得た地域の医療関係者や介護保険事業所、様々な専門職を始め、区役所や区社会福祉協議会（以下、区社協）とも連携し、支え合いの地域づくりを推進します。

(3) 担当地域における関係団体等との連携について

地域、行政、区社会福祉協議会、関係機関及びその他様々な団体に加え、他の地域ケアプラザとの連携について、具体的に記載してください。

1 地域との連携

(1) 地域との連携

連合町内会自治会、地区民児協、地区社会福祉協議会（以下、地区社協）の定例会や、地域のミニデイサービスに職員が参加するなどして、地域ケアプラザの事業や福祉保健情報等を発信します。総合相談等の個別ケースの相談など連携して課題解決に取り組みます。地域との関わりから得た情報や支援内容を地区民児協との情報交換会や活動報告会等で、地域や関係機関と共有します。

2 関係機関との連携

(1) 区役所・区社協との連携

月に1回、区役所、区社協との定例会議を実施し、情報交換や個別事例の共有、事業の進捗状況について共有します。また、地区別計画策定についても地域支援の方針や役割分担を定期的に検討します。

(2) 区内の地域ケアプラザとの連携

区域での各職種連絡会で情報共有し、地域の事業展開の手法を共有するなど、職員のスキルアップや、地域の人材育成、区内地域ケアプラザ間の連携強化を目的に合同研修を開催します。

(3) 合築館である篠原地区センターとの連携

毎月定例会を開催し、修繕などの計画的な実施や地域の拠点としてそれぞれの強みを活かし、連携して事業を展開します。地区センターのエントランスや会場を使用し、障害者地域作業所の活動支援や認知症の普及啓発講座などを行います。しのはら合同文化祭を毎年2日間行い、地域への周知も進めます。



しのはら合同文化祭



年に2回、管轄の消防出張所による指導の下、防災訓練を合同で行い、定期的に災害時の対応についても情報共有しながら、発災時に連携して対応できるようにします。

合同防災訓練

2 団体の状況

(1) 団体の理念、基本方針及び事業実績等について

団体の理念や基本方針、事業実績等について、記載してください。

本会では、「誰もが安心して自分らしく暮らせる地域社会をみんなでつくりだす」という活動理念の実現に向けて、会員組織としてのネットワークを活かした地域福祉活動を推進し、地域住民や関係機関の皆さまとともに地域の支えあい活動などの共助の層を厚くする取組を展開してきました。

1 基本方針（長期ビジョン・横浜市地域福祉保健計画）

団塊の世代が後期高齢者となり、様々な課題が想定される「2025 年問題」などの福祉課題に対して本会の組織・活動の方向性を「長期ビジョン」としてまとめ、これを具体的に推進するために5年を単位とする「中期計画」を策定して取組を進めています。

現在、2040 年までを見越した新たな長期ビジョンを策定中(令和6年度末完成予定)です。次期中期計画は、新たな長期ビジョンを踏まえ、令和7年度中に策定する予定です。

また、横浜市地域福祉保健計画については、横浜市と共同事務局として策定・推進に関わっており、これらの計画を事業に反映して取組を進めています。

2 事業実績 ※令和6年3月31日時点

本会は18区の区社協との連携のもと、市全体として地域福祉の推進を図ってきました。また、数多くの指定管理施設を運営するほか、横浜生活あんしんセンター及び障害者支援センターなど幅広い福祉分野の事業を実施しています。

(1) 施設運営

福祉保健研修交流センターウィリング横浜、横浜市健康福祉総合センター、地域ケアプラザ、老人福祉センター、地区センター、障害者研修保養センター横浜あゆみ荘等、複数の指定管理施設を運営しています。

個々の施設の特長を活かし、行政や区社協と連携しながら、地区社協、民生委員、ボランティアなど福祉関係者とともに助け合いのまちづくりを進めています。

(2) 幅広い福祉保健人材の育成

社会福祉センターの運営や地域ケアプラザとの連携、ウィリング横浜における研修等を通じて地域福祉保健の人材育成に向けた取組を進めています。

(3) 地域における権利擁護の推進

横浜生活あんしんセンターを運営し、法人後見の受任、市民後見人の養成・活動支援、18区社協あんしんセンターの支援など地域における総合的な権利擁護の事業を実施しています。

(4) 障害福祉の推進

障害者支援センターを中心として障害理解の啓発や障害当事者団体の支援を進めるとともに、横浜市からの受託事業である障害者後見の支援制度の運営を通じて、障害当事者が地域で自分ら

しく暮らせる地域づくりに取り組んでいます。また、障害児者の地域生活、社会参加を促進するため、訓練会や地域活動ホーム、地域活動支援センター等の運営を支援しています。

(5) 会員活動と地域福祉の推進

本会は社会福祉施設、事業所、地域福祉活動団体、ボランティア団体などさまざまな立場、種別の会員で組織された協議体組織です（会員数：5881 団体・人）。それぞれの組織課題や地域課題を解決するため、会員相互の課題解決力や専門性を活かした取組を行っています。

3 地域ケアプラザ事業への貢献実績

(1) 市内全地域ケアプラザで組織する地域ケアプラザ分科会の事務局運営

市域での職員連絡会や所長会の事務局を担い、共通課題の検討や研修を実施しています。

(2) 地域ケアプラザの人材育成

分科会全体会での所長向け研修や、職種別に組織された研究会における情報共有や課題検討等を介して、地域ケアプラザを運営する職員全体の業務の質の向上を図っています。

(3) 生活支援体制整備事業の推進支援

区社協と連携し、地域ケアプラザ等に配置されている第2層生活支援コーディネーターを支援しています。具体的には、地域課題の検討、研修実施、事業創出、事例集等による取組の可視化等を実施しています。

(2) 財務状況について

予算の執行状況、法人税等の滞納の有無及び財政状況の健全性等、安定した経営ができる基盤等について記載してください。

1 予算の執行状況について

予算の執行にあたっては、過不足ないよう支出経過を見るなど予算管理を徹底し、必要に応じて予算の補正も適切に行っています。令和5年度決算においては経常増減差額及び当期活動増減差額ともにマイナスとなっており、その主な要因は、本会が実施する年金共済事業で運用しているシステムにかかる減価償却費が生じたことや、地域ケアプラザにおいて、賃金上昇や物価高騰に伴う費用増に対し、介護保険事業収入や指定管理料収入が不足したことです。システムの減価償却が令和8年度末で終了予定のため、システムの大規模改修や入替がなければ令和9年度以降は費用が発生しない見込みです。また、介護保険事業については、通所介護事業における介護報酬加算の取得による収益増や、営業日数の見直し等による収支改善に取り組んでいます。

法人全体としては支障ない運営を行っており、健全な経営に努めています。

2 法人税等の滞納の有無について

法人税や消費税、固定資産税など納税に係る業務については、税理士に一部業務を委託し、また同者の指導のもと、適切な納付に取り組んでいます。現時点で滞納などはありません。

3 財務状況の健全性について

法人全体の財政状況については、月次試算表作成に合わせ流動比率や人件費比率、経費比率などを確認し、情報を把握しています。また、施設の運営状況については、法人本部と連携し収支状況を常に把握し、収支状況を確認しながら事業活動が滞ることがないように努めています。

法人全体としては、民間の社会福祉施設整備のための資金貸付事業における借入金がありますが、償還金を原資として確実に返済しており、法人運営に支障をきたすことはありません。なお、本事業は新規貸付を終了しており、今後借入金は増加しません。

4 安定した経営ができる基盤について

本会財務状況は、予算管理を徹底することでより安定した経営ができるよう努めています。日々の経費支出から資産等の管理に至るまで、予算の範囲内で行うことを前提とし、必要に応じて予算の補正を行うことで安定した事業活動を行っています。

また、本会では平成 29 年度から会計監査人による監査を実施し、財務・会計等の指導を随時受け、社会福祉法人会計基準を遵守した財務活動を行っています。そのうえでより安定的な経営が行えるよう、内部検討のみならず、所管局でもある横浜市健康福祉局と密に連携しながら安定的な法人運営に努めています。

3 職員配置及び育成

(1) 地域ケアプラザ所長及び職員の確保、配置について

地域ケアプラザを運営していく上で、地域ケアプラザ所長（予定者）及び職員の人員配置並びに勤務体制、必要な有資格者・経験者の確保策について、その考え方を記載してください。

地域ケアプラザ業務の質が高まるよう、福祉における多様な事業を経験した人材を法人全体で育成することで、適切な人員を配置します。

1 所長予定者の配置について

本会は、市内で多数の福祉施設の運営や幅広い福祉事業を実施しています。所長予定者には、施設管理者として必要な経験のある管理職、もしくは区社協における地域福祉の推進や地域ケアプラザでの勤務実績がある職員を内部登用により配置します。

2 必要な職員の確保、適正な配置について

常勤職員は、介護保険関連の専門職採用による配置や、法人内で特に地域福祉の推進に意欲ある職員を配置します。

また、本会の人材育成計画及びキャリアアップ支援制度による有資格者の確保と法人スケールを活かしたジョブローテーションにより、継続的に適切な人材を配置します。

外部へ向けては就職相談会等の実施、また職員紹介・職場紹介動画など、わかりやすいコンテンツを活用して有資格者の確保に努めます。

非常勤職員は、様々な媒体を活用し地域に根ざした施設として、できる限り地域の方を採用することにより、施設と地域をつなぐ役割を担ってもらいます。

(2) 育成・研修について

地域ケアプラザの機能を発揮するための人材育成及び研修計画について、記載してください。

1 本会の人材育成について

本会では「人材育成計画」を作成し、「横浜市社協が組織として遵守すべき規準」を柱として、初任者から幹部まで職位ごとの「求められる職員像」や、地域ケアプラザでは職種別に経験年数に応じた「職務遂行能力」を具体的に示しています。それらに基づき、全職員に対して人事考課制度を導入しており、法人全体の方針をふまえた個人目標設定・業務遂行・自己評価・上司の評価・指導（振り返り）を職員ごとに行い、人材を育成しています。

更に、新任職員を対象とする教育システムとして「新人育成リーダー制度」を実施し、職場における日常的な OJT（実務を通じての教育・訓練）体制を構築しています。

2 地域ケアプラザの職員育成について

横浜市が示す「地域ケアプラザ業務連携指針」のほか、本会では次のとおり指針等を作成し、地域ケアプラザに従事する職員を育成しています。これらを活用して定期的に各々の業務能力を確認しながら、自身に不足している部分を明確化し、足りないスキルを向上することで質の高いサービスが提供できるよう取り組んでいます。

- (1) 地域ケアプラザ基本指針
- (2) 地域ケアプラザ業務指針
- (3) 5職種連携のあり方（保健師等、主任ケアマネジャー、社会福祉士、地域活動交流コーディネーター、生活支援コーディネーター）
- (4) 地域ケアプラザ自己評価シート
- (5) 地域ケアプラザ業務に取り組む姿勢

3 研修計画について

法人の研修計画に基づき、各地域ケアプラザにおいて非常勤を含めた研修計画を作成し、職員一人ひとりが求められる役割を遂行するために必要な知識・技術の向上に努めています。新人育成リーダーの配置をはじめ、非常勤職員も含め日常的にOJTを実施していくとともに、内部研修だけではなく外部研修にも積極的に参加し、全体的な資質向上に努めます。

【組織内研修 主な内容】

(1) 実務研修

介護保険基礎研修
地域ケアプラザ職員研修（職種連携研修、新任包括支援センター職員研修 等）
介護予防支援研修
地域活動交流コーディネーター研修
第2層生活支援コーディネーター研修
サブコーディネーター・コミュニティスタッフ研修
職種別実地研修 等

(2) 職場研修

認知症及び認知症ケアに関する研修
プライバシーの保護に関する研修
接遇に関する研修
倫理及び法令遵守に関する研修
事故発生又は再発防止に関する研修
緊急時の対応に関する研修
感染症・食中毒の予防及び蔓延防止に関する研修
身体拘束防止に関する研修
高齢者虐待防止研修
非常災害時の対応に関する研修
介護予防及び要介護度進行予防に関する研修
業務継続計画（BCP）に関する研修
入浴に関する研修 等

(3) 基幹研修

新任職員採用時研修
人権研修、ハラスメント研修、メンタルヘルス研修
コンプライアンス研修

階層別研修（対象別：新採用職員、新人育成リーダー、中堅、主任、管理職員など）

地域福祉実践力向上研修

コミュニティソーシャルワーク研修

法人全体研修 等

（４）課題別研修

苦情解決研修

権利擁護の視点を学ぶ研修 等

4 施設の管理運営

（１）施設及び設備の維持保全、管理及び小破修繕の取組について

施設及び設備の安全確保及び長寿命化の観点から、維持保全（施設・設備の点検等）計画及び修繕計画について、具体的に記載してください。

地域ケアプラザは、乳幼児から高齢者、障害のある方などさまざまな市民が利用する施設です。ご利用者が安心して安全に、かつ快適に利用できるよう、区役所と十分な連携をとり施設を維持管理します。また、施設の長寿命化に向け、計画的な維持保全を実施します。

1 安心・安全・快適に利用していただくために

日常清掃や定期清掃により施設を清潔に保持し、来館者の衛生に配慮します。また、地域の方々に施設を安全に利用していただけるように、実際にご利用される方々のご意見を取り入れながら、設備を維持管理します。

2 法令に基づく施設・設備の管理

建築物・建築設備・電気・消防等の各種法令に基づき、保守点検作業を実施します。

3 定期的な保守点検

設備の管理について、職員による日常点検と年間を通じた委託業者による専門的な定期点検を実施して、施設の不具合で利用者に不都合を生じさせないように、不具合の早期発見、早期修理を心がけ、大規模な修繕を未然に防ぐよう取り組みます。

4 計画的な施設・設備の改修

利用される方が快適かつ安全に利用できるよう、計画的に施設及び設備の改修を実施します。経年劣化等に対し長寿命化を図るために、施設や設備の状況を正確に把握し、必要に応じて区福祉保健課を通じて改修します。



篠原地域ケアプラザ全景

（２）事件事故の防止体制及び緊急時の対応について

事件事故の防止体制、事件事故発生時における緊急の対応について、具体的に記載してください。
※急病時の対応など。

本会内で発生した事件・事故やヒヤリハット事例を共有するとともに、日常点検の実施や各種手順の見直しを行うことで、重大な事故等の未然防止に取り組んでいます。

事件事故が発生した際は、「事故対応マニュアル」に則り、適切な初動対応を行った上で速やかに

区役所等の関係機関へ報告します。

また、災害発生時に地域と協力体制が取れるよう、日頃から関係づくりを進めます。

あわせて福祉避難所としての役割を着実に果たすことができるよう、各種マニュアルや事業継続計画の整備、防災訓練や職員研修を計画的に実施します。

(3) 災害等に対する取組について

ア 福祉避難所の運営について

地域ケアプラザは、区防災計画に基づき福祉避難所として開設及び運営を行うことが規定されていますが、発災時に備えた事前準備や福祉避難所の運営方法（職員の参集方法や日ごろの訓練等）について、具体的に記載してください。

発災時には、本会の災害対策マニュアルに基づき、自身と利用者の安全確保や情報収集、必要に応じて避難誘導を行う等、安全確保に向けた対応を行います。

福祉避難所の開設要請があった場合に備えた事前準備として、区防災計画に基づき、「福祉避難所開設・運営マニュアル」を作成し、全職員で福祉避難所の役割や機能、運営方法等を共有することで、いざという時にも円滑に運営できるよう準備します。また、福祉避難所情報共有システムについても、迅速に対応ができるよう操作マニュアルを参照し、操作の訓練を行います。

福祉避難所の運営にあたる職員の確保に向けて、交通機関が機能しない状況でも迅速に参集できるよう机上参集訓練を法人全体で年1回実施し、最短の参集経路の確認や参集人数に応じた対応の検討等のシミュレーションを行います。

防災備蓄についても適切に管理し、避難者が安心して避難生活を送れるよう備えます。

イ 災害等に備えるための取組について

震災や風水害等といった災害や、感染症の発生・まん延に備えるための取組について、具体的に記載してください。

災害対策マニュアル以外にも、法人として初動行動マニュアル、事業継続計画等を整備するほか、全職員を対象とした安否確認訓練を行い、震災や風水害といった災害に備えています。

地域ケアプラザでは介護保険部門の事業継続計画を作成し訓練するほか、相談業務等で把握した発災時に特に安否確認が必要なケースについては、日頃から地区社協、民生委員等と情報共有するなどして、地域の見守りの取組につなげます。

また、地域防災拠点運営委員会が実施する地域の訓練等に参画し、有事に備えた日頃からの顔の見える関係づくりを進めます。

感染症発生時の対応マニュアルを整備し、発生時に迅速に対応できるよう備品を整備すると共に、年に一回程度、実技訓練を開催いたします。

国内での大規模災害発生に伴う災害ボランティアセンターの運営への応援要請があった際には、法人として職員を派遣しており（能登半島地震：18名）、報告会等で知見を共有することで具体的な発災時の状況等についての理解を深め、万一の発災に備えます。

(4) 公正・中立性の確保について

公の施設として、市民、団体及び介護保険サービス事業者等に対して、公正・中立な対応を図るための取組について記載してください。

地域ケアプラザは横浜市の公共施設であることを認識し、常に地域住民や利用者の視点にたった対応を心がけます。介護保険サービス事業者等に対しても公正・中立な立場にたち、利用者やその家族に介護保険サービス事業者を紹介する際は、偏りが生じないよう情報提供します。

1 利用者への公正中立な情報提供

居宅介護支援事業所を紹介する際は、複数の事業者情報を伝え、相談者が自ら選択できるよう、また、不利益が生じないように努めます。

あわせて情報を提供する際、特定の事業所に偏る事が無いよう、日頃から情報を収集するとともに、日常的に所内で情報共有や相談を行います。

2 介護保険事業所との公正・中立な連携

公正・中立に情報提供できるよう、ホームページなどを活用して、特定の事業所に情報が偏らないよう心がけます。

3 コンプライアンスの推進

本会の職員は、関連する法律・諸規定を遵守し、地域福祉の推進を担う職員として、公私ともに常に良識を持った行動をとることを心がけます。その取組として、コンプライアンスハンドブックを全職員が携帯し、公正・中立な立場で業務にあたります。

また、法令遵守のみにとどまらず、積極的に市民の願いや期待に応え、行動することを目指します。地域福祉の推進役として職員一人ひとりが改革意識をもって考え、行動し、市民や関係機関との協働のもと、地域の福祉課題を把握し、その解決に取り組みます。

(5) 利用者のニーズ・要望・苦情への対応

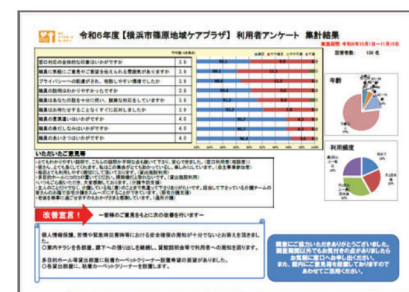
利用者の意見、要望及び苦情等の受付方法並びにこれらに対する改善方法について、具体的に記載してください。

利用者アンケート（毎年実施）を実施するとともに、館内にご意見箱を設置することで、施設を利用される方からのご意見・ご要望をお受けする体制を整備します。

また、日常的な利用者とのコミュニケーションの中から聞き取ったご意見・ご要望は、業務改善の機会ととらえ、部門会議等で検討の上、改善に取り組みます。

申し出ていただいた苦情については、それぞれの申出者の思いを真摯に受け止め、解決策や対応策について検討し、苦情相談対応マニュアルに沿って迅速に対応します。

なお、本会では、3名の外部有識者（法律、人権、社会福祉）で構成する苦情解決調整委員による苦情解決制度を有しており、地域ケアプラザに係る苦情についても本制度に基づき、適切に対応しています。所属（一次対応）、本会幹部職員で構成される苦情解決推進チーム（二次対応）において解決に至らない苦情については、苦情解決調整委員（三次対応）の対応により解決を図ります。



利用者アンケートの結果からの改善宣言

(6) 個人情報保護・情報公開、人権尊重について

個人情報保護及び情報公開の取組、人権尊重など横浜市の施策を踏まえた取組について、具体的に

記載してください。

1 個人情報の保護について

個人情報保護法や横浜市個人情報保護に関する条例に基づき策定されている本会の「保有する個人情報保護に関する規程」に基づき、適切に個人情報を管理・活用します。

また、個人情報保護に関する研修を実施するとともに、取得する個人情報は必要最低限のものとし、不要となった情報は適切に廃棄処理するなど個人情報の適正な取り扱いを徹底します。取得した情報の管理については、個人情報の記載された書類は事務室内の書庫に保管し、終業時には施錠を徹底しています。各職員のパソコンについても、セキュリティワイヤーで固定するとともにパスワード管理をしており、外部への個人情報の持ち出しは原則禁止としています。あわせて年に1回、全部署を対象に自主点検を実施し、改善に取り組んでいます。

2 人権尊重について

相談対応や事業実施にあたっては、すべての職員が常に相手の立場に立って行動するように努めています。

また、社会福祉の従事者として、人権問題に対して正しい理解と認識を深め、人権尊重を基調として行動できることを目指して、人権研修を人材育成計画における基幹研修として位置づけ、実施しています。

(7) 環境への配慮、市内中小企業優先発注など、本市の重要施策を踏まえた取組

横浜市地球温暖化対策実行計画、ヨコハマプラ5.3（ごみ）計画、市内中小企業振興条例の趣旨及び男女共同参画推進等に対する考え方について記載してください。

1 環境への配慮

少量化を目的にゴミ自体を減らすとともに、ゴミを排出する場合は適切に分別し、大切な資源としてリサイクルに取り組みます。また、リサイクルペーパーなどエコロジー商品を積極的に購入します。

地球温暖化への対応（横浜市地球温暖化対策実行計画の推進）として、未使用の部屋の消灯、クールビズ・ウォームビズを推進し、空調機の室内温度設定を夏は28度、冬は20度として節電に努めるなど、施設運営の省力化を進めます。

2 市内中小企業への優先発注

業務委託や物品購入などの発注については、横浜市内中小企業振興条例と本会経理規程に基づき、中小企業への優先発注を意識した取扱いとします。特に100万円以上の費用が発生する契約については、市内中小企業を優先指名することを規定した本会業者指名基準要綱に則り、本会業者選定委員会においてその対象となる業者を選定します。

3 障害就労施設等からの物品等の積極的な調達

障害者就労施設等からの物品等の積極的な調達については、法人として『よこはま障害者共同受注総合センター事業』を横浜市から受託し、企業や行政等からの市内対象施設への受注促進等に取り組んでいます。本施設においても、物品調達の際はエリア内を中心とした障害者就労支援施設等へ発注します。

4 男女共同参画の推進

女性が活躍できる環境を整備し女性活躍の取組を加速させるため、法人として『女性の職業生活における活躍の推進に関する行動計画』を定め、女性職員が、職業生活において十分に能力を

発揮できる雇用環境づくりを進め、優良な企業として認定を受けています。本施設の運営においても、男女ともに全職員が職業生活と家庭生活との円滑な両立を可能にするため、ワーク・ライフ・バランスを推進するとともに、定期的及び不定期にも面談を実施する等、本人の意思が尊重される機会を積極的に設けます。

5 障害者の就労推進

法人として定めた『障害者雇用推進方針』に基づき、就労支援センター等とも連携し、法定雇用率を達成しています。当事者が健康上の不安を相談しやすい職場環境を整備し、体調に合わせた仕事量の調整など、継続した雇用が図れるよう配慮していきます。

今後も各職場で障害の有無に関わらず各職員がいきいきと働ける職場づくりを目指し、本会全所属における障害者雇用推進に取り組みます。

5 事業

(1) 全事業共通

ア 施設の利用促進について

施設の稼働率向上のための対策や効率的な施設貸出の方法、利用者のために有益な情報提供を行う方法について、その効果も含め具体的に記載してください。

各時間帯・各部屋が市民の福祉保健活動に有効活用されるよう、部屋の特徴や設備・貸出物品などの情報提供を行い、利用者数の増加を目指します。情報提供にあたり広報紙やインターネットホームページ、SNSなどの様々な媒体を使用して、必要な人に必要な情報を提供します。保護司の方の面談等、急な利用にも対応できるよう、職員間の連携も強化します。

1 予約状況表(空き情報)の情報提供

福祉保健活動団体や地域団体に効率的にご利用いただけるよう、来館者にわかりやすい会場予約状況表の掲示を引き続き行います。今後、会場予約システムの導入を検討し、利用者の利便性の向上を図ります。



The image shows a large table titled '会場予約状況表' (Venue Reservation Status Table) mounted on a wall. The table is organized by month, with columns for 1月 (January), 2月 (February), 3月 (March), and 4月 (April). Each column contains a grid of dates, with some dates marked with symbols indicating reservation status. To the right of the main table, there is a smaller sign with additional information.

会場予約状況表

2 設備や備品等の情報提供

各時間帯、各部屋が市民の福祉保健活動に有効活用されるよう、貸館について周知し、部屋の設備や特徴などをお伝えし、貸出備品などの情報提供を継続していきます。

3 貸館登録団体連絡会の実施

年1回程度、貸館登録団体連絡会を実施し、団体間の交流から新たな福祉保健活動へつなげるようなコーディネートを引き続き行っていきます。

イ 総合相談について（高齢者・子ども・障害者分野等の相談への対応）

高齢者・子ども・障害者等幅広い分野の相談への対応についての考え方、他機関との連携方法等について記載してください。

どのようなお困りごとにも対応することを目指し、日頃から区役所や関係機関、地域住民と連携し顔の見える関係を構築することで、複合的なニーズを含む幅広い相談に速やかに対応できるよう

にします。

地域アセスメントにより地域の特徴やニーズを整理するとともに、様々な分野の相談者に対する情報提供の手法に取り組みます。

1 窓口及び電話等で寄せられる個別の相談

窓口や電話等での個別相談には、お待たせすることなく対応できるよう窓口当番を決めて相談対応を行います。地域の特徴として、元気な高齢者の方の集いの場や体操教室、介護保険制度だけでない様々な入所施設などの問い合わせが多いため、チラシや広報での周知も行っていきます。



2 地域の身近な相談窓口として

高齢者、子ども、障害児・者及び生活困窮者、ひきこもり等分野を問わず、まずは身近な相談者として受け止めます。

高齢者に関わる相談は、地域包括支援センター業務を通じて具体的な支援につなげていきます。

5 職種カード

3 受け止めた相談について

受け止めた相談については、区役所や専門機関等へつなぐとともに、地域ケアプラザの強みを生かして、地域の活動団体や地域ケアプラザの自主事業等につなぐ等、地域住民とともに解決方法を考えていきます。

4 相談窓口の周知

地域ケアプラザの自主事業の他、地域のミニデイサービスや子育てサロン、高齢者食事会、体操教室等に、地域包括支援センター、生活支援コーディネーター、地域活動交流コーディネーターが連携しながら参加し相談窓口を周知します。

5 地域との関係づくり

解決困難な生活課題を抱えていても自らSOSを出せない住民について、近隣者や自治会関係者、民生委員が困っていることについて気付いた際に、早い段階から地域ケアプラザに情報を伝えてもらえるような関係づくりに努めます。

6 子育て世代への対応

子育てサロンの中で気になる方と支援者との橋渡しや、虐待が疑われる方の把握など、子育て世代にとっても気軽に相談できる場所として周知していきます。

7 関係機関との連携

子どもや障害者分野、生活困窮、ひきこもり、介護予防など多岐に渡る相談に対してもより一層の連携が図れるように、各関係機関主催の会議（子育てサークルリーダー会議、COCOしのはら地域連絡会等）に適宜出席して、顔の見える関係づくりを進めます。

ウ 各事業の連携及び関連施設（地区センター等）との連携について

地域ケアプラザの役割を果たすための、各事業担当間や関連施設との情報共有、円滑かつ効率的な管理運営に対する考え方を記載してください。

地域ケアプラザを運営する上で、区役所や地域内の関係機関及び区内各専門機関との連携が最重要であると考えています。日頃からの顔の見える関係づくりに努め、双方向での情報把握や連携した関係づくりを目指します。

所内においては、地域ケアプラザが日常生活圏域における地域支援を進めるため、本会が作成した「地域ケアプラザが取り組む地域支援～5職種連携編～」の考え方により、地域活動交流事業、地域包括支援センター、生活支援体制整備事業と協働し、地域課題の把握、地域支援業務を進めます。

1 5職種連携

所内においては常勤職員会議の他、各部門会議、5職種会議を毎月実施しています。地域の情報を共有するための情報共有シートを活用し、記録として残していきます。また、区役所と区社協とともに毎月定例カンファレンスを行い、支援が必要な地域住民について共有するとともに、各職種の役割を活かした支援をしていきます。

2 地区センターとの連携

前述の通り、合築の地区センターとは、それぞれの強みを生かし、地域の拠点として連携して運営していきます。

3 近隣施設との連携

菊名寿楽荘(老人福祉センター)とは、介護予防事業や協力医による健康づくり講演会で連携しており、区社協、区内外の近隣地域ケアプラザとともに協力して高齢者情報の共有などを行っています。

また、区主催の施設間連携会議に参加し、各施設について互いに学び、情報共有に努めます。年間事業を共有し、互いの事業に役立てていきます。

4 地域密着型サービスとの連携

担当圏域内にある地域密着型サービス事業所で開催される運営推進会議への参加等を通じ、各施設職員や自治会長、民生委員と情報交換等を行いながら、地域包括ケアシステムの実現にむけて連携を強化していきます。

エ 地域福祉保健のネットワークの構築について

地域の関連団体や関連機関との情報共有やネットワーク構築に対する考え方について記載してください。

区社協、地域ケアプラザが一体となり、住民活動の拡充や専門機関も含む支援体制の整備を進め、必要な地域活動を住民とともに考え、組織化や活性化(つながりづくり、担い手の育成、新規事業化 など)を支援・協働していきます。

1 顔の見える関係づくりの推進

日頃から相談できる身近な存在になれるよう、地域の行事やミニデイサービス、シルバークラブ(老人会)、商店・コンビニ等へ出向いて、地域ケアプラザの役割を周知し、積極的に顔の見える関係づくりを進めます。

2 地域ケア会議や協議体の推進

個別ケースの検討を積み重ねる中で、地域に不足している資源やサービス、連携が不十分な職

種や機関、深刻化が予測される地域の課題等を明らかにしていきます。これらを地域住民等の関係者で共有するため、地域ケアプラザ5部門（地域包括支援センター、地域活動交流、生活支援体制整備、居宅介護支援、通所介護）が連携し、地域課題の把握や課題解決に向けた検討を行う会議等を進めていきます。

3 身近な地域でのつながり・ささえあい活動の推進

「身近な地域でのつながり支えあい活動推進事業」は、必要な支援に結び付いていない人を近隣住民の気づきによって早期発見し、住民との協働による支援や居場所づくり・役割づくりを行いながら、「個」を意識した地域づくりを進めて行く本会独自の取組です。

市社協本部・区社協との連携とともに関係機関の協力を得ながらこの取組を推進します。

地区内で活動している9つのミニデイサービスの代表者が集う「篠原福祉ネットワーク委員会」では、ちょこっとボランティアを実施している「しのはら相談室」や、子育てサロンの関係者等も集える場となるよう支援します。

オ 区行政との協働について

区運営方針、区の事業等を踏まえたうえで、区行政との連携について具体的な取組を記載してください。

港北区の運営方針の基本目標「活気にあふれ、人が、地域がつながる『ふるさと港北』」に沿って、その目標達成のため“地域で支えあう福祉・保健のまちづくり”を施策の一つに掲げています。地域ケアプラザは、その実現のため港北区地域福祉保健計画の地区別計画の推進にサポートスタッフの一員として、積極的に取り組みます。また、各関係機関と協働を進め、区の事業等に積極的に参加・協力します。

地域ケアプラザは、最も地域に近い支援機関としての位置づけを意識して、地域情報の収集と地域ケアプラザの機能を活かした支援を継続していきます。また、受け止めた情報は、地区サポートスタッフの会議などで提供し共有と共に、解決や地域への協力につなげます。

1 安心して暮らせるまちづくり

福祉避難場所として災害時要援護者の支援、地域防災拠点との連携強化に努めます。

2 活気にあふれるまちづくり

(1) ウォーキングから始まる健康づくり

山坂の多い地域での生活を継続するため、ウォーキング講座を開催します。地域で開催中のウォーキング団体と連携することで、活動の範囲を広げます。

(2) 企業・NPOとの連携

商店街をはじめとする企業・NPOと繋がりを持ち、それぞれの特徴を生かして事業を展開していきます。例えば、スーパーやコンビニ、金融機関と連携を取り、認知症高齢者の理解を進め、見守り体制の構築を図ります。

3 地域で支え合う福祉・保健のまちづくり

ひっとプラン港北の3つの推進の柱「ひろがる」「つながる」「とどく」をスローガンに、事業を展開します。

(1) ひろがる

世代を超えて、福祉保健計画の理解と参加を促し、活発で持続可能な地域づくりを進めます。多世代交流のイベントを実施し、より多くの世代に参加してもらうことで、地域活動への参加

を促進します。

(2) つながる

住民同士の交流による人とのつながりを通して、健康で安心して暮らせるまちづくりを進めます。自治会館等で開催されているミニデイサービスや老人会、地域ケアプラザで開催している「しのはら人生一服亭」で、参加する人も支援する人もいきいきと活動できるよう、活動内容や魅力を地域へ発信します。



しのはら人生一服亭

(3) とどく

必要とする人に的確に支援が届く仕組みづくりや、身近な地域で相談できる環境整備として、地域包括支援センターの相談業務、地域ケア会議、協議体などを積極的に実施します。

カ 地域福祉保健計画の区計画及び地区別計画の推進について

区地域福祉保健計画の区全体計画及び地区別計画の策定・推進の事務局及び地区別支援チームのメンバーとして参画し、住民、事業者、行政等と協働した地域の課題解決に向け、どのような体制でどのように取り組むか記載してください。

港北区地域福祉保健計画における地区別計画のサポートスタッフの一員として、区役所・区社協とともに、計画の推進に積極的に取り組みます。サポートスタッフ会議には、地域活動交流コーディネーターや生活支援コーディネーターが主体となって参画するとともに、所長や地域包括支援センターの専門職も必要に応じて随時加わります。

地域ケアプラザは、最も地域に近い福祉施設としての位置づけを意識して、地域情報の収集と地域ケアプラザの機能を活かした支援を継続していきます。また、受け止めた情報は、サポートスタッフの会議などで提供し共有すると共に、課題解決や地域への協力につなげます。

1 サポートスタッフ会議への参加

区役所、区社協、地域ケアプラザで構成する地区別計画のサポートスタッフ会議に参加し、計画推進における進捗状況を把握します。把握した状況や課題等について、5職種会議で共有・検討を行い、地域ケアプラザとしての情報提供や助言に活かしていきます。

2 第5期区計画策定に向けて

第4期区計画での振り返りを踏まえ、住民、事業者等との日常的なコミュニケーションの中からも地域課題を探り、第5期区計画が住民視点での取組となるよう支援します。

3 地区別計画「わがまち篠原」の推進に向けて

広報紙に地区別計画「わがまち篠原」連絡会の開催案内を掲載する等の周知を図り、様々な方から意見を募ることで、住民主体の計画が策定できるように支援します。また、グループワーク等を用い、意見の出やすい環境づくりに努めます。



「わがまち篠原」連絡会の様子

(2) 地域ケアプラザ運営事業（地域活動交流事業。以下「地域ケアプラザ運営事業」という。）

ア 自主企画事業について

高齢者・子ども・障害者等の分野それぞれの福祉保健活動の開発・実施及び自主活動化への取組について、具体的に記載してください。

地域に設置された施設という利点を活かし、自主事業を通じて福祉保健活動の開発や実施、新たな地域の福祉課題に対する取組を地域の実情や地域のニーズに合わせて行います。また、区社協・関係機関との協働により、子ども・子育て・障害者支援に係る事業についても実施します。

ここで生活する誰もが安心して生活できる地域になるよう、幅広い地域福祉活動の促進を地域活動交流と生活支援体制整備、地域包括支援センターの各部門が協働で取り組みます。

1 高齢者分野

毎週開催されている高齢者ミニデイサービス「しのはら人生一服亭」を団体と共催し、介護予防をすすめるとともに、介護保険サービス等を使っても参加できることを周知します。また、地域包括支援センターと連携し、個人の健康状態を把握するよう努め、健康状態の変化に対応し、相談・支援につなげる機会として継続していきます。

2 子ども分野



子育てサロン クリスマス会

での不安がやわらぐよう支援していきます。

父親の育児参加が求められる中、母親の自由時間の確保や父親同士のつながりができるためのパパ支援事業を実施し、参加者を増やします。

また、参加者が地域デビューのきっかけを作るために、合同文化祭や地域の催し物への参加を計画します。

未就園児親子を対象とした親子学級「ふれんど」を団体と共催し、集団生活をする前の子育て世代を支援します。長期的に開催しているため、参加者が支援者側となって参加することや、参加児童がその後の福祉教育やボランティア活動とつながり、福祉の道へ進んでくれることを目指し、啓発活動の一環としても開催していきます。

0歳児から未就学児の世帯に対し、子育てサロンを実施します。子育ての悩みなどを把握した場合、必要に応じて区役所こども家庭支援課等と連携して見守り、子育て



父親育児支援「パパだからできる」

3 障害者等分野

障害のある住民が地域の中で自分らしく暮らすために、障害理解の啓発に努めるとともに地域の中で安心して暮らせるよう関係づくりを支援します。



合同文化祭での地域作業所の出店

障害のある小・中学生が地域とつながるきっかけの場として、地区社協が主催する障害児放課後余暇支援事業「とも・とも篠原」を引き続き支援します。当事者が地域のボランティアや担い手とつながることで、顔の見える関係づくりや地域住民の障害理解につながるよう取り組みます。

地域作業所の自主製品のクッキー等を地域ケアプラザの講座や運営協議会にて提供、合同文化祭で出店を依頼などし、引き続き事業所をPRします。

イ 福祉保健活動団体等が活動する場の提供について

地域住民の福祉保健活動団体が活動する場の提供について、利用促進を図るための具体的な取組を記載してください。

地域ケアプラザの貸館事業が、地域の方々に有効に利用していただけるよう最新の空き状況の提供を行うとともに、ご利用される団体からの意見や要望を伺う機会を定期的に設け、いただいたご意見を施設運営に反映していくことで、利用される方々の視点に立った利用しやすい施設づくりを目指します。

1 貸館の空き状況を掲示

福祉保健活動団体や地域団体に効率的にご利用いただけるよう、最新の貸館の空き情報について、引き続き掲示していきます。

2 貸館利用の周知

貸館利用について年1回以上、広報紙等で周知していきます。

3 利用者アンケートの実施

利用団体向けアンケート結果に基づき、改善に努めます。結果と改善については貸館登録団体連絡会などでお伝えする他、室内にアンケート結果を表示します。

4 利用団体の活動紹介

来館者に活動を紹介できるよう、館内に活動紹介のパネルやチラシを掲示します。体操やサロンなどジャンルごとの一覧を作成し、希望者へ配布しています。チラシの他、広報紙でもPRを行い、地域の回覧板や掲示板への掲示にもご協力いただき周知に努めます。利用団体の了承を得て、ヨコハマ地域活動ナビへ掲載します。また、年に1回、貸館登録団体連絡会を実施し、お互いの活動内容を発表して頂き、交流の場を提供します。



5 備品の管理

経年劣化や故障などで不備のある備品を更新し、安全で快適な利用につなげます。

広報紙の体操系活動団体の紹介

6 ロッカーの貸し出し

活動しやすいよう、活動に必要な物品を収納するために、ロッカーの貸し出しを行います。なお、公正中立の観点から、年に1回、抽選を行います。

ウ ボランティア登録、育成及びコーディネートについて

ボランティア登録、育成及びコーディネートについて具体的に記載してください。

地域福祉保健計画 地区別計画などから挙げられる通り、地域活動を担う人材の発掘・育成を念頭に、これまで地域の福祉保健活動に参加したことが無い方に対して、情報を提供することで参加のきっかけ作りを行うなど、関係機関や地域団体と協力体制を整えてボランティアの発掘や育成を実施します。

個人ボランティアの活動支援や相談に対して、区社協のボランティアセンターと連携し対応していきます。定期的なボランティア登録者の更新を行い、継続的に関わっていきます。

1 新たな担い手の発掘・育成

毎月発行の広報紙「しのはらのほら」によりボランティア募集等を実施し、新たな地域活動の担い手発掘と活動の場所を提供し育成を図ります。港北オープンガーデンに参加し、新たな担い手を募集して、区域での事業を盛り上げます。

2 シニア層へのアプローチ

よこはまシニアボランティアポイント登録研修会を継続的に実施し、シニア層の福祉啓発に努めます。また、セカンドライフ講座を開催し、特に男性に向けた地域活動デビューのきっかけになるように企画します。

3 近隣の教育機関へのアプローチ

近隣の小・中学校や高校にボランティア募集のチラシを配布し、区社協のボランティアセンターと連携しながら、学生ボランティアを育成していきます。また、職業体験や福祉体験を通してボランティア活動について周知・啓発します。

4 ボランティアのコーディネート

個々人の様々な特技を活かしてボランティア活動ができるよう、活動場所を検討しながらコーディネートしていきます。普段の会話やヒヤリングからボランティアの特性をふまえて活動の場所へ繋げていきます。

エ 福祉保健活動等に関する情報収集及び情報提供について

地域における福祉保健活動団体や人材等の情報収集及び情報提供について具体的に記載してください。

地区社協などの地域の会合やミニデイサービス等（地域の事業など）に参加した際には、活動記録や地域から得た情報などを地域支援記録に整理し、部門間での情報共有を行い課題把握に努めます。また、地域アセスメントシートを常に更新し、そこから見えてくる課題に対して解決に向けた取組を行います。

貸館登録団体連絡会の開催により、地域の活動団体同士の情報交換や情報提供の場として活用するとともに、お互いの協力・連携などの関係づくりを進めます。

1 交流による相互の情報交換

貸館登録団体連絡会を開催して、相互交流の促進等を図ります。



貸館登録団体連絡会
運動プログラムの紹介

2 様々な媒体の活用

広報紙、ホームページやSNS、各団体の活動紹介パネルの展示など、様々な媒体を活用し、活動内容や募集状況等の情報を提供します。また、広報紙においては、地域行事・イベント等の紹介ページを設けます。

3 対象者を意識した情報発信

広報紙やチラシなどの発行物は、文字の大きさや色など、対象となる人を意識し、情報が伝わりやすく、効果的な情報発信に努めます。また、ホームページにおいては、情報ウェブアクセシビリティ対応に努め、ホームページ等で提供される情報や機能を、誰もが支障なく利用できるようにします。

4 地域との連携

福祉関係機関・事業所の他、身近な商店・金融機関・医院などに地域ケアプラザの各種広報紙やチラシを引き続き配架していきます。

(3) 生活支援体制整備事業

ア 高齢者の生活上のニーズ把握・分析について

担当地域における高齢者の生活上のニーズを把握・分析する方法について、具体的に記載してください。

指定管理部門の5職種だけではなく介護保険部門の職種についても、個別課題から地域課題をとらえる視点を常々念頭に置き、その結果として集約した情報を共有することで、部門間の連携を図るための会議を定期的開催します。

1 地域活動や会議への参加

地域のミニデイサービスや老人会、会議等の様々な場に出向き、地域ニーズの収集に努めます。

2 地域資源や活動の調査・ヒヤリング

これまで把握した地域資源の状況の確認や、地域ケアプラザとして把握していなかったことについて、地域のミニデイサービスや老人会、ちょこっとボランティア「しのはら相談室」等の活動や地区民児協の定例会議等に参加し、調査・ヒヤリングを実施します。

3 所内や関係機関との連携

5職種や区役所、区社協と連携し地域の状況、団体の地域アセスメントに取り組み、ニーズの把握に努めます。また5職種が地域で収集した内容や、アプローチした内容を地域支援記録に記録するとともに、職員会議及び、5職種ミーティングや地域ケア会議、協議体などで定期的に最

新の情報を共有し、地域ニーズや資源の分析を行います。

4 個別課題から地域課題へ

地域包括支援センターや介護保険部門で把握している個人の困りごとの把握に努め、生活における個別課題から地域課題を探っていきます。

5 情報発信

既存の地域活動支援やノウハウをベースに、地区社協や各種地域団体を始めとする多様な主体へ生活支援体制に関する情報を提供し、地域に応じた働きかけを行います。

イ 多様な主体による活動・サービス及び社会資源の把握・分析について

民間企業やNPO法人等、多様な主体による社会資源を把握・分析する方法について、具体的な取組を記載してください。

指定管理部門の5職種と所長が連携して地域活動等に積極的に参画することで、単位町内会ごとの地域活動の情報収集や分析、個別ケースの課題分析を進め、地域ごとの特徴や傾向を明らかにし、区役所、区社協の地区担当者と地区の地域活動支援の状況、取組・支援方針について情報を共有します。現行の機会において不十分な場合は、新規に関係者を集めた連絡会を開催すること等、新たな活動の創出にも取り組みます。

1 社会福祉法人との連携

社会福祉法人の地域における公益的な取組が求められている中、その一員として強みを活かした取組が進められるよう、区社協と連携して区内の社会福祉法人等と顔の見える関係を築くことで、ネットワーク構築を図り地域課題の解決につなげます。

2 民間企業やNPO法人、商店街等との連携

5職種それぞれが多様な主体の社会資源について情報収集できるよう意識し、地域の活動に参加した際には住民が利用しているサービスや商店等のヒヤリングを行います。どのようなサービスを行っているのか、福祉分野に関わらず広い視点で情報を収集します。

小規模多機能型居宅介護事業所や、サービスBを実施しているNPO法人においては、地域行事や合同文化祭への参加を通して、地域とのつながりを支援します。

3 個別課題から地域課題へ

地域ケアプラザの強みを生かし、個別ケースの情報収集を行い、集めた情報は職種間で共有しデータとしてまとめ、利用者の傾向やエリアごとの傾向を知ることによって、地域に足りない活動の分析に役立てます。

ウ 目指すべき地域像の共有と実現に向けた取組（協議体）について

目指すべき地域像を地域住民等と共有し、地域の活動・サービスを創出・継続・発展させるための取組（協議体）について、具体的に記載してください。

地域が把握している情報や地域ケアプラザ全部門での連携を通じた情報を整理し、課題の把握や地域づくりにおける意識の統一を図りながら、地域から必要とされる主体的な取組に繋がるよう協

議体を位置づけ、運営していきます。

1 将来を踏まえた連携

横浜市ポータルサイトからの統計情報や総合相談などの実績から予測される5年、10年後の地域状況を踏まえ、区役所や区社協の地区担当等と協働し、地区の活動団体、介護保険事業所、関係機関のネットワークを構築します。

2 協議体の設置

担当する地区の地域福祉保健計画で掲げられている目標達成に向けた具体的取組の推進を地域、区役所、区社協とともに進めていきます。「若い世代や男性シニアの地域活動への参加が少ない」「認知症や判断能力の低下している高齢者の見守り体制の構築が必要」「要援護者の援護体制整備」等、それぞれ抱えている課題解決に向けた取組等を検討します。

エ 高齢者の生活ニーズと社会資源のマッチングの支援の取組

高齢者の生活上のニーズと多様な主体による社会資源のマッチングの支援について、具体的に記載してください。

地域活動の場への参加や利用者の声を聴くことで、既存の活動・サービスが抱える課題等を積極的に把握し、適切に支援します。また、福祉・保健分野以外のサービス提供、支援・活動等を行う企業、関係機関、団体等についても、福祉保健への関心を向けるような働きかけを行うとともに地域の活動等につなげるなど、活動の幅を広げる支援を行っていきます。

1 「支え合いのまちづくり」の創出

支えられる側・支える側だけでもない、「困ったときはお互い様」として、ミニデイサービスでは参加する人も役割を持つ等、活躍できる場を創出し、地域での一人ひとりが役割を担うことで、「支え合いのまちづくり」を進めます。

2 気軽に集える居場所

地域につながり、地域で支え合う活動の基盤となるミニデイサービス等、高齢者が参加できる居場所の活動周知や出前講座等により活動を支援します。

3 担い手の発掘

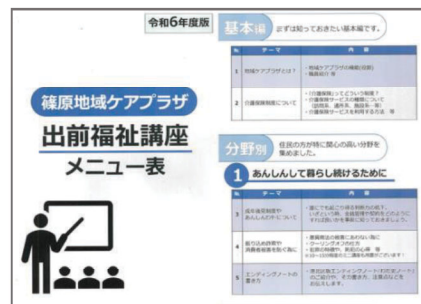
既存の地域活動へ参加することにより担い手と顔の見える関係を築き、既存の活動の継続・発展に取り組みます。次世代の担い手不足に関する声が多いため、ボランティア講座を開催するなどして、広報・周知に力を入れます。

4 関係機関との連携

地域住民や幅広い関係団体・機関と連携し、地域で支援を必要とする人の早期発見や、見守りの仕組みづくりを進めます。

5 情報の発信

地域活動交流や地域包括支援センターと協働し、担い手育成、発掘につなげる「よこはまシニ



令和6年度版		基本版
基本版		必ずお読みください。
1. 地域ケアプラザとは？	「地域ケアプラザ」の機能と役割を説明します。	
2. 介護保険制度について	「介護保険制度」の概要と、地域包括ケアシステムにおける役割を説明します。	
分野別		住民の方々が関心のある分野を優先しました。
1. あんしんして暮らし続けるために		
3. 災害時の備え	「防災」に関する地域活動の紹介と、災害時の備えの重要性を説明します。	
4. 認知症の予防と対応	「認知症」の予防と対応に関する地域活動の紹介と、認知症の予防と対応の重要性を説明します。	
5. エンディングノート	「エンディングノート」の活用と、人生の最終段階における意思決定の重要性を説明します。	

出前福祉講座メニュー表

アボランティアポイント登録研修会」等の講座を開催します。また、地域の商店街、コンビニ等に働きかけ地域ケアプラザのパンフレット等の配架を依頼し、広く情報の発信に努めます。

6 地域の活動・サービスの創出

地域活動への参加や総合相談などの傾向から地域のニーズを収集し、必要に応じて新たな地域活動やサービスを創出します。創出にあたっては地域住民や企業、商店、関係機関等と協議、検討しながら進めます。

(4) 地域包括支援センター運営事業

ア 総合相談支援事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である総合相談支援事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

地域の住民が住み慣れた地域で、安心してその人らしい生活を継続していくことができるように、地域へ積極的に出向き地域のニーズ把握に努めるとともに、住民の交流の場づくりや見守り活動を地域の方と協力し推進していきます。

また、介護予防の取組や要介護状態になっても安心して生活を継続できるよう、地域の関係機関と協力して地域包括ケアシステムの推進を図ります。

1 早期発見・早期対応

窓口及び電話相談のみならず、地域住民や関係機関から寄せられた情報をもとに訪問する等、早期に介入することで問題の深刻化を防ぎ、継続的な支援が行えるよう関係機関との連携体制を図ります。

2 家族（介護者）への支援

本人への支援にとどまらず、その家族や地域との関係性にも着目し、家族や地域住民への働きかけを行います。また、介護者の負担軽減のための情報や介護者同士の交流の場を提供します。

3 地域の身近な相談窓口として

地域住民に対し「5職種カード」を使用し、地域の身近な相談窓口である地域包括支援センターの機能を周知するとともに、介護予防や権利擁護にかかる情報を発信します。また、地区民児協定例会、地域のミニデイサービスや老人会、高齢者食事会等に出向き、相談窓口を周知します。

4 関係機関との連携

区役所及び区社協と定期的にカンファレンスを実施し、支援の検討や情報共有を行っています。そのほか必要に応じて、地域の福祉保健関係者、医療機関、居宅サービス事業者等の関係機関とも連携し相談機能の充実を図ります。

イ 認知症支援事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である認知症支援事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

認知症のひとり暮らしや夫婦世帯の増加という地域性を踏まえ、認知症の方でも安心して自分らしく、役割と生きがいを持って暮らせる地域づくりを目指します。認知症の方やその家族を支援す

る体制ができるよう地域住民や関係機関・団体と連携し、認知症についての啓発や本人・家族のつどいの場づくり、見守り体制構築などに取り組みます。

1 認知症サポーターキャラバンの推進

地区のキャラバンメイトで結成された団体「オレンジのはら」のメンバーと共に認知症に関する正しい知識の普及啓発を目的として、自治会や老人会、子育て団体などの地域住民、エリア内の教育機関や企業等で「認知症サポーター養成講座」を開催し、地域住民の理解を広めます。



アルツハイマー月間のPR

地区センターと共催講座を9月のアルツハイマー月間に合わせて開催し、期間中に様々な取組を実施して幅広い年代への周知と理解を図ります。

認知症サポーターが新たに活躍できる機会を増やすために、キャラバンメイト主催の認知症に関する講演会や勉強会等の開催を支援していきます。



キャラバンメイト勉強会

2 認知症介護者への支援

認知症の方を介護している家族を対象に、介護者の知識やスキルの向上を目的とした講座や、介護者同士の情報交換、悩みを共有する機会として、定期的に「介護者のつどい」を開催します。

3 認知症高齢者に優しい地域づくり

認知症の方への支援の充実と地域における見守り体制の充実を目的に、地域の役員及び福祉保健関係者、担当ケアマネジャーを含めたカンファレンスや地域ケア会議を開催します。

4 認知症医療連携

認知症に関する現状や課題を踏まえ、認知症の方の早期発見・早期受診につなげます。また、受診につながっていない独居及び高齢夫婦のみの認知症の方については、区役所及び認知症初期集中支援チームや地域の医療機関と連携して継続支援します。

5 チームオレンジの取組

サロンやミニデイサービスなどに出張し認知症予防に取り組みます。また、認知症になっても住み慣れた地域で生活が継続できるよう、軽度認知障害（MCI）などを含めた知識を普及し、担い手の方と運営の工夫について検討します。認知症になって介護保険制度など公的サービスを利用しながらでも、通える居場所について創設を進めます。



合同文化祭でのMCI講座

ウ 権利擁護事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である権利擁護事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

虐待や経済的な侵害など権利侵害を受けている、または受ける可能性が高い高齢者が、地域で安心して尊厳のある生活を送ることができるよう、権利侵害の回復支援を行うとともに、意思決定支援について周知等を行い、権利擁護支援に取り組みます。

1 地域における権利擁護の周知・啓発

地域住民に対し「5職種カード」を使用して、権利擁護の相談窓口であることを周知し、地区民児協定例会、地域のミニデイサービスや老人会、高齢者食事会等に出向き権利擁護にかかる情報提供やミニ講座を開催します。また、自己決定支援の一環として、港北区版エンディングノート「わた史ノート」の普及啓発や、セカンドライフの充実にかかる講座を開催します。

2 成年後見制度等の利用促進

成年後見制度をはじめとした権利擁護に関して、区役所、区社協、ケアマネジャー、専門職（弁護士、司法書士、行政書士、社会福祉士）等によるケース検討などを行っていきます。また、成年後見制度の利用促進に向け、区役所、区社協や専門職と連携し、地域住民に対し講座や相談会を実施します。

3 高齢者虐待防止

高齢者虐待の通報が入った際は速やかに区役所と連携し、情報共有と支援方針の検討を行います。また、虐待疑いの段階から区役所と情報共有し、虐待を未然に防ぐことができるよう連携を図ります。

地域の福祉保健関係者や介護サービス事業所に対し「港北区高齢者虐待防止ハンドブック」を活用し、研修を開催します。また、区内の医療機関や調剤薬局、介護サービス事業者を対象に区役所及び区内地域包括支援センターとの協働で「港北区高齢者虐待防止連絡会」を実施し、高齢者の虐待において早期発見や未然防止に向け、虐待対応におけるチームアプローチに必要な連携の強化を図ります。

4 消費者被害等の防止

エリア内における独居及び高齢夫婦のみの世帯からの相談件数が増加する中、さらなる消費者被害を未然に防ぐために、地域のミニデイサービスや老人会に出向き、詐欺被害防止情報を周知します。また、横浜市消費生活総合センターと連携していきます。

エ 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業等

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である包括的・継続的ケアマネジメント支援事業等をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、ケアマネジャー、主治医、地域の関係機関等の連携、在宅と施設の連携など、地域において多職種相互の協働を推進します。また、個々の高齢者の状況や変化に応じたケアマネジメントを実現するため、地域における連携・協働の体制づくりや個々のケアマネジャーに対する支援等を行います。

1 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

(1) ケアマネジャーの質の向上が図れるよう、区役所、区内地域包括支援センターと連携し、ケアマネジャー、新任ケアマネジャー、主任ケアマネジャーの研修会や意見交換会を開催しま

す。

- (2) 地域のミニデイサービスや老人会等で出前講座を開催することで、介護保険制度等の普及啓発を行います。
- (3) 地区民児協定例会等の地域の会合へ参加することで、顔の見える関係づくりに努め、普段から連携を取りやすい体制を整えます。
- (4) 地域の会合への参加等を通し、単位自治会町内会ごとの地域アセスメントを通じてインフォーマルサービスの把握を行います。把握した情報はリスト化し、地域住民やケアマネジャーへの情報提供等に活用します。

2 在宅医療・介護連携推進事業

- (1) これまで構築した担当エリア周辺の医療機関と連携し、支援が難しいケースの相談等医療と介護の連携体制を図っていきます。
- (2) 区高齢者支援ネットワークや区在宅医療連携室と連携し、多職種に対して医療に関する情報提供や医療知識を習得するための研修会を実施します。

オ 地域ケア会議について

地域包括ケアシステムの実現のために、地域ケア会議を活用してどのように取り組んでいくか、具体的に記載してください。

地域ケア会議を、多職種の専門職や地域住民の協働のもと、「高齢者個人に対する支援の充実」と「それを支える社会基盤の整備」を同時に進めるための手法として地域包括支援センターが開催します。地域ケア会議を積み重ねるとともに、地域福祉保健計画とも連動しながら推進します。

1 個別ケース地域ケア会議

個別ケース地域ケア会議では、日頃の相談内容の傾向等からケース選定し、個別課題の解決を通して、ネットワーク構築に取り組んでいきます。

2 包括レベル地域ケア会議

包括レベル地域ケア会議では、個別ケース、総合相談、地区支援記録等を分析し、テーマ、地区の選定を行い、ネットワーク構築、地域課題発見、地域づくりに取り組んでいきます。

3 参加者について

両会議の参加者については、地域ケアプラザ5職種をはじめ、民生委員、自治会町内会、医師や区在宅医療相談室等の医療従事者は勿論、ケアマネジャー、警察、コンビニ、商店等、テーマによって様々な方への参加を促し、ネットワークの構築に取り組んでいきます。

カ 指定介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）について

事業実施に係る人員の確保・育成、業務委託先である指定居宅介護支援事業者の選定方法及び具体的な支援内容の計画について記載してください。

適正なケアプラン作成のため、プラン作成者の資質向上に向けた研修を定期的実施します。また、公正・中立な立場を基本に居宅介護支援事業所への委託は、委託先が偏らないように幅広い事業所へ委託します。

ケアプラン作成については、地域で行われる活動への参加もプランに加えることで、地域全体でその方の介護予防が進められるよう意識したプラン作りを心がけます。

1 利用者主体のサービス提供

利用者の目指す自立した日常生活を継続できるよう一緒に考えていく基本姿勢を大切に支援していきます。また、利用者自らが十分納得し、選択できるように丁寧な説明と情報提供を行い、目標を共有したうえで、その人らしい意欲的な生活が送れるよう支援していきます。

2 研修・情報共有による人材育成

定期的に勉強会や研修へ積極的に参加できるよう体制を整え、プラン作成者のスキルアップを図ります。法人独自の取り組みとして、内部講師による「介護予防支援基礎研修」及び「介護予防フォローアップ研修」を継続して開催します。また、区域で実施する「介護予防支援基礎研修」を区役所や区内の他包括と共働で開催します。

3 居宅介護支援事業所への業務委託における公正中立性の確保

特定の事業所に委託先が偏る事などが無いように、常に所内で情報共有し幅広い事業所に委託を依頼します。また、委託先の居宅介護支援事業所のケアマネジャーが、自立に資するケアマネジメントが実践できるよう、スキルアップの機会を提供していきます。

4 地域における介護予防の推進

介護保険サービスなどのフォーマルサービスだけでなく、地域の資源である地域活動などのインフォーマルサービスも積極的に活用しケアプランを作成していきます。また、プランを立てるにあたり不足していると思われる社会資源について、委託先の居宅介護支援事業所のケアマネジャー等から情報収集するとともに、ケアプラザ独自で開催している「ケアマネサロン」において、インフォーマルサービスなどの地域活動の情報を周知していきます。

キ 一般介護予防事業（介護予防普及強化業務）について

市や区の方針に沿って、介護予防に関する普及啓発や地域活動支援等の介護予防事業をどのように展開していくか具体的に記載してください。

健康づくりや介護予防のための教室等を行うことで、介護予防に対する意識づけや取り組むきっかけを作ります。また、教室終了後も継続して自発的な介護予防への取り組みにつながるよう支援します。

横浜市が『健康長寿日本一』を目指した取組として実施している「よこはまウォーキングポイント事業」「よこはまシニアボランティアポイント」等のよこはま健康スタイル推進事業について周知し健康増進を進めていきます。

1 健康づくりや介護予防を目指した取組の充実

健康づくりや介護予防を目的に介護予防教室「GOGO健康！教室」を開催し、健康づくりのための体操や認知症予防等の普及・啓発を行い、継続して自発的な介護予防への取組につながるよう支援します。また、地域のミニデイサービス、自主グループやシニアクラブに出向き、グループの活動に健康づくりや介護予防の視点を取り入れてもらうとともに、参加者自身が取り組む健康づくりや介護予防につながるよう普及・啓発を継続的に行います。



GOGO健康！教室

2 担い手・人材の発掘

ボランティア活動の担い手の高齢化・固定化により、活動の継続が難しくなっていくことが考えられるため、次世代の発掘・育成に向けた講座を開催していきます。

3 元気づくりステーション事業

各地域における必要な介護予防の取り組みと仲間づくりを目的とした元気づくりステーションが継続して活動を続けていけるようなプログラムの提案や、希望に沿った講師の紹介を区役所と協働して行います。

ク 多職種協働による地域包括支援センターネットワークの構築について

包括的支援事業を効果的に実施するために、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービス等の社会資源が有機的に連携できるためのネットワークづくりをどのように行っていくかを記載してください。

1 地域ケア会議を活用したネットワークの構築

多職種における効果的なネットワークを構築するためには、そのネットワークを通じて高齢者個人に対する支援の充実を図るとともに、個人の生活を支える社会基盤の整備を図る必要があります。

上記を達成するための1つの手法として「地域ケア会議」があります。個別レベル地域ケア会議や包括レベル地域ケア会議を開催することで支援方法や必要な地域活動等について関係者間で具体的な検討ができ、より実践的なネットワーク構築につながります。

2 地域ケアプラザ5職種連携の推進

地域包括支援センター3職種は、地域活動交流コーディネーターおよび生活支援コーディネーターと連携し、各職種がそれぞれ構築しているネットワークを把握・共有することで、地域ケアプラザとして持つネットワークを広げ、強化します。

(5) 居宅介護支援事業

公の施設における事業提供であることを踏まえ、居宅介護支援事業について、指定介護予防支援事業者との連携体制も踏まえて記載してください。

介護保険法の目的に添い、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援を行うと同時に、利用者の家族が身体的、精神的負担を軽減できるよう介護計画（居宅サービス計画）を作成します。身近な相談・支援の窓口としての機能

が発揮できる居宅介護支援事業所を目指します。

1 尊厳の保持・自立支援の視点

利用者の意思を尊重し、心身の状況や環境等に応じて、可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活(要介護状態の予防、軽減又は悪化の防止等)が送れることを目標にして、居宅サービス計画を作成します。

また、介護保険サービスなどのフォーマルサービスだけでなく、地域の資源である地域活動等のインフォーマルサービスも積極的に活用します。

2 多職種、関係機関との連携

区役所や地域包括支援センター、指定介護予防事業所、地域の福祉・保健・医療サービス、ボランティア団体等の関係機関と連携を図ります。

また、多様な事業者から総合的かつ効率的にサービスが提供されるように調整します。その際には公の施設における事業提供であることを踏まえ、公正中立な立場で対応します。

3 個別課題から地域課題へ

利用者支援を通じて把握した個別課題を整理し積み重ねていくことが、地域課題の把握につながると考えます。そのため、整理した個別課題を区役所や地域包括支援センターに発信するとともに、地域の社会資源である居宅介護支援部門として、他部門と連携し、地域課題の解決に取り組んでいきます。

4 研修・情報共有による人材育成

定期的に勉強会や研修へ積極的に参加できるよう体制を整え、ケアマネジャーのスキルアップを図ります。

法人内研修：事例検討研修、課題整理総括表研修等

所内研修：施設見学・アセスメント・対人援助技術研修

(6) 通所介護等通所系サービス事業

プログラム及び運営方針について、具体的に記載してください。

本会の理念に基づいたデイサービス提供方針により、利用されるお一人お一人の生き方を大切に、その人らしく生き活きと健やかに過ごせるようにサービスを提供します。また、ご家族にとっても安心して生活上の相談ができる身近な窓口として、住み慣れた地域で在宅生活が継続できるように取り組みます。

1 自立支援の視点

- (1) ご自身でできることを増やし、ご自宅での生活を生き生きと過ごしていただけるように利用者の意欲や能力を引き出す支援に努めます。
- (2) 集団体操や個別機能訓練では、ご自宅での生活を送るために目的のある動作を取り入れます。
- (3) 個性性を尊重し、ご自身で選択・自己決定できるように選択制プログラムを提供します。

2 地域住民、関係機関との連携

- (1) 地域に開かれた施設として、ボランティア活動を積極的に受け入れ、交流を広げていきます。また、学校等の関係機関との交流を図り、教員免許取得実習生や小・中学生の福祉教育の受入を行い、福祉活動のきっかけづくりを行います。
- (2) 他部門と連携し、地域のサロンや事業等に介護技術等の講師として参加することで、専門的な知識を活かし地域貢献に取り組みます。あわせて、地域ケアプラザの役割について周知していきます。

3 職員の資質向上

法人の研修計画に地域ケアプラザ独自の研修プログラムを設定し、習熟度に合わせた研修に参加できる体制を整えていきます。また、研修参加が難しい職員に対しても会議等を通してミニ研修を実施し、専門職としての知識・技術を向上するよう努めていきます。

6 収支計画及び指定管理料

(1) 指定管理料の額及び施設の課題等に応じた費用配分について

収支計画、利用者サービスのための経費に対する考え方について、施設の特性を踏まえて記載してください。

1 人件費

地域活動交流部門と生活支援体制整備事業は当該地域における地域福祉を住民とともに推進し、地域包括支援センターは専門部署として相談や事業を実施していきます。そのため、各部門の効果的な業務推進、質の高いサービス提供ができるよう、職員の配置が可能な額を積算しています。

2 事業費

事業計画を基本に、必要経費を積算しています。期中における新たな取組による費用発生も想定されますが、限られた人員の中で事業を拡大し続けることは困難であるため、既存事業も見直しながら予算の範囲内で執行できるよう努めます。

3 事務費

必要最低限の経費を計上し、経費節減に努めます。特に施設利用者の使用する備品類の劣化が進んでいるため、指定期間中に計画的に更新できるよう費用を配分しています。

4 管理費

利用者の安全性、快適性に直結する設備保守費用や清掃費用は不足することがないよう、前指定管理期間中の金額を基本に積算しています。また、光熱水費については、引き続き省エネを徹底することを前提に、費用をこれまでの支出状況に合わせて積算しています。

(2) 利用料金の収支の活用及び運営費の効率性について

利用料金の収支の活用や運営費等を低額に抑える工夫について記載してください。

1 利用料金の収支の活用について

介護保険関連の専門職や、法人内で特に地域福祉の推進に意欲ある職員を地域包括支援センター等、指定管理料での事業部門に配置することとし、指定管理料に不足分が生じた場合には、介護保険事業における収支差額（収益）を充て、質の高いサービスを提供します。

2 運営費の効率性について

(1) 一括入札・契約の実施

市内で複数の指定管理施設を受託している利点を活かし、引き続き、建物・設備保守管理業務契約等の一括入札が可能な契約を集約し、効率的に運営費を執行します。

また、備品・消耗品についても一括購入するなどし、経費の縮減に努めていきます。

(2) 省エネの徹底

利用者の快適性を損なわない範囲で節電、節水を徹底して経費の縮減を図ります。

(3) 契約における競争性の確保

本会経理規程に則り、保守管理契約はもとより、施設単体で契約する備品や消耗品の購入に至るまで入札や見積もり合わせを行って業者の競争性を確保し、経費を縮減します。

(4) ワーク・ライフ・バランスの推進による効率性の向上

ノー残業デー、年休取得目標の設定などワーク・ライフ・バランスを推進することで、各職員の業務の効率性を向上させ、職員の定着率を上げるとともに超過勤務経費を縮減します。

(5) スケールメリットを活かした職員採用、育成

職員採用の事務と職員育成のための研修を法人が一括で行うことで、施設単位での職員採用、育成に係るコストを縮減します。

指定管理料提案書
(横浜市篠原地域ケアプラザ)

1 指定管理料提案書
(1) 地域ケアプラザ運営事業

項目		積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額				
				令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
人 件 費	賃金水準 スライド対象	【内訳】 賃金水準スライド対象人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域活動交流Co ・サブCo等	■	14,638,815円	14,638,815円	14,638,815円	14,638,815円	14,638,815円
	賃金水準 スライド対象外	【内訳】 賃金水準スライド対象外人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域活動交流Co ・サブCo等	■	239,835円	239,835円	239,835円	239,835円	239,835円
事業費		事業消耗品費、保険料、諸謝金 費、印刷製本費、広報費 等	□	332,000円	332,000円	332,000円	332,000円	332,000円
事務費		通信費、複合機リース・保守、施 設賠償責任保険、職員等研修 費、振込手数料、租税公課、業務 システム関連経費 等	■	2,900,000円	2,900,000円	2,900,000円	2,900,000円	2,900,000円
管理費		・管理費 ・施設維持管理費 (各種保守点検費)	□	6,006,000円	6,006,000円	6,006,000円	6,006,000円	6,006,000円
小破修繕費		・小破修繕費 474,000円		474,000円	474,000円	474,000円	474,000円	474,000円
利用料金の活用		<介護保険収入等を充当する場 合は記載してください。>		-922,650円	-922,650円	-922,650円	-922,650円	-922,650円
施設使用料相当額				-1,406,000円	-1,406,000円	-1,406,000円	-1,406,000円	-1,406,000円
合計				22,262,000円	22,262,000円	22,262,000円	22,262,000円	22,262,000円
うち団体本部経費				1,451,000円	1,451,000円	1,451,000円	1,451,000円	1,451,000円

※1: (地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数(0.125人工)) + (地域ケアプラザ運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数) + (地域ケアプラザ運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

(2) 地域包括支援センター運営事業

項目		積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額				
				令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
人 件 費	賃金水準 スライド対象	【内訳】 賃金水準スライド対象内件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域包括支援センター職員等	☐	29,497,875円	29,497,875円	29,497,875円	29,497,875円	29,497,875円
	賃金水準 スライド対象外	【内訳】 賃金水準スライド対象外件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域包括支援センター職員等	☐	774,375円	774,375円	774,375円	774,375円	774,375円
事業費		事業消耗品費、保険料、諸謝金 費、印刷製本費、広報費 等	☐	275,000円	275,000円	275,000円	275,000円	275,000円
事務費		通信費、複合機リース・保守、施 設賠償責任保険、職員等研修 費、振込手数料、業務システム関 連経費 等	☐	885,000円	885,000円	885,000円	885,000円	885,000円
管理費		・管理費 ・施設維持管理費 (各種保守点検費)	☐	1,494,000円	1,494,000円	1,494,000円	1,494,000円	1,494,000円
小破修繕費		・小破修繕費 126,000円		126,000円	126,000円	126,000円	126,000円	126,000円
協力医		・協力医 630,000円		630,000円	630,000円	630,000円	630,000円	630,000円
利用料金の活用		<介護保険収入等を充当する場 合は記載してください。>		-1,358,250円	-1,358,250円	-1,358,250円	-1,358,250円	-1,358,250円
合計				32,324,000円	32,324,000円	32,324,000円	32,324,000円	32,324,000円
うち団体本部経費				0円	0円	0円	0円	0円

※2: (地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数(0.375人工)) + (地域包括支援センター運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数)
+ (地域包括支援センター運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

(3) 生活支援体制整備事業

項目		積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額				
				令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
人 件 費	賃金水準 スライド対象	【内訳】 賃金水準スライド対象 人件費 ・生活支援Co	☐					
	賃金水準 スライド対象外	【内訳】 賃金水準スライド対象外 人件費 ・生活支援Co	☐					
事業費		事業消耗品費、賃借料、諸謝金 費、印刷製本費 等	☐					
事務費		職員等研修費、備品等購入費 等	☐					
利用料金の活用		<介護保険収入等を充当する場 合は記載してください。>		-117,000円	-117,000円	-117,000円	-117,000円	-117,000円
合計				6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円
うち団体本部経費				0円	0円	0円	0円	0円

※3:生活支援体制整備事業に係る生活支援コーディネーター基礎単価×配置予定人数

(4) 一般介護予防事業

項目		積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額				
				令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
事業費		保険料、賃借料、諸謝金 等	☐	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円
合計				154,000円	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円
うち団体本部経費				0円	0円	0円	0円	0円

収支予算書
(横浜市篠原地域ケアプラザ)

項目			令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
収入	横浜市 支払 想定額	地域ケアプラザ 運営事業	22,262,000円	22,262,000円	22,262,000円	22,262,000円	22,262,000円
		地域包括支援 センター運営事業	32,324,000円	32,324,000円	32,324,000円	32,324,000円	32,324,000円
		生活支援 体制整備事業	6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円
		一般介護予防 事業	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円
			60,925,000円	60,925,000円	60,925,000円	60,925,000円	60,925,000円
	介護保険 事業収入	介護予防支援事業 ・第1号介護予防支 援事業	16,170,000円	16,170,000円	16,170,000円	16,170,000円	16,170,000円
		居宅介護支援事業	28,021,000円	28,021,000円	28,021,000円	28,021,000円	28,021,000円
		通所系 サービス事業	76,971,000円	76,971,000円	76,971,000円	76,971,000円	76,971,000円
			121,162,000円	121,162,000円	121,162,000円	121,162,000円	121,162,000円
	その他収入		0円	0円	0円	0円	0円
			182,087,000円	182,087,000円	182,087,000円	182,087,000円	182,087,000円
支出	内訳	人件費	133,704,000円	133,704,000円	133,704,000円	133,704,000円	133,704,000円
		事業費	27,454,000円	27,454,000円	27,454,000円	27,454,000円	27,454,000円
		事務費	4,634,000円	4,634,000円	4,634,000円	4,634,000円	4,634,000円
		管理費	15,065,000円	15,065,000円	15,065,000円	15,065,000円	15,065,000円
		その他	1,230,000円	1,230,000円	1,230,000円	1,230,000円	1,230,000円
			182,087,000円	182,087,000円	182,087,000円	182,087,000円	182,087,000円
	うち団体本部経費	2,902,000円	2,902,000円	2,902,000円	2,902,000円	2,902,000円	
収支			0円	0円	0円	0円	0円

賃金水準スライドの対象となる人件費に関する提案書
(横浜市篠原地域ケアプラザ)

1 地域ケアプラザ運営事業における基礎単価及び配置予定人数

(1) 地域ケアプラザ所長

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価					
	配置予定人数	0.1250人	0.1250人	0.1250人	0.1250人	0.1250人

(2) 地域ケアプラザ所長以外

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価					
	配置予定人数	1.2300人	1.2300人	1.2300人	1.2300人	1.2300人
臨時 雇用 職員等	①	基礎単価				
		配置予定人数	2.4000人	2.4000人	2.4000人	2.4000人
	②	基礎単価				
		配置予定人数				
	③	基礎単価				
		配置予定人数				

2 地域包括支援センター運営事業における基礎単価及び配置予定人数

(1) 地域ケアプラザ所長

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価					
	配置予定人数	0.3750人	0.3750人	0.3750人	0.3750人	0.3750人

(2) 地域ケアプラザ所長以外

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価					
	配置予定人数	4.0000人	4.0000人	4.0000人	4.0000人	4.0000人
臨時 雇用 職員等	①	基礎単価				
		配置予定人数				
	②	基礎単価				
		配置予定人数				
	③	基礎単価				
		配置予定人数				

3 生活支援体制整備事業における基礎単価及び配置予定人数

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価					
	配置予定人数	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人

4 人員配置の理由

提案する職員の人員配置について、次の欄に理由を記入してください。

「1地域ケアプラザ運営事業」及び「3生活支援体制整備事業」は主事または嘱託、「2地域包括支援センター運営事業」は主事または介護主事の有資格者、保健師または地域経験のある看護師を配置 「1地域ケアプラザ運営事業」における配置予定人数に、地域ケアプラザ運営支援業務に従事する本部職員の人件費として0.23人工を計上
--

団体の概要

(令和 7 年 1 月 1 日現在)

(ふりがな) 団体名	(しゃかいふくしほうじん よこはまししゃかいふくしきょうぎかい) 社会福祉法人 横浜市社会福祉協議会
共同事業体又は中小企業等協同組合として応募している場合には、その名称を記入してください。	
(ふりがな) 名称	()
所在地	〒231-8482 神奈川県横浜市中区桜木町一丁目 1 番地 ※法人の場合は登記簿上の本店所在地を、任意団体の場合は代表者の住所をご記入ください。 (市税納付状況調査(様式 6 同意書による)に使用します)
設立年月日	昭和 26 年 3 月 (昭和 28 年 3 月 社会福祉法人認可)
沿革	昭和 56 年 社会福祉センター(ボランティアセンター・情報センター・研修センター)受託開始 福祉情報紙「福祉よこはま」発行 昭和 59 年 地区センター・老人福祉センター受託開始 平成 3 年 在宅支援サービスセンター(現:地域ケアプラザ)受託開始 平成 6 年 横浜市地域福祉活動計画 策定 平成 9 年 福祉保健研修交流センター「ウィリング横浜」受託開始 平成 10 年 横浜生活あんしんセンター開所 平成 16 年 (財)在宅障害者援護協会が統合し、障害者支援センターとして設置 平成 25 年 中長期的な組織・活動の方針「長期ビジョン 2025」を策定 平成 25 年 横浜市地域福祉活動計画を第 3 期横浜市地域福祉保健計画と一体的に策定 平成 28 年 生活支援体制整備事業受託 平成 30 年 第 4 期横浜市地域福祉保健計画 策定 令和 2 年 中核機関「よこはま成年後見推進センター」受託・設置 令和 5 年 第 5 期横浜市地域福祉保健計画 策定
事業内容等	(1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施 (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助 (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成 (4) (1)から(3)のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業 (5) 区社会福祉協議会の相互の連絡及び調整の事業 (6) 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡 (7) 共同募金事業への協力 (8) 社会福祉を目的とする事業に従事する者の養成及び研修 (9) 横浜生活あんしんセンター事業の実施 (10) 横浜市老人福祉センターの受託経営 (11) 横浜市地域ケアプラザの受託経営 (12) 障害者支援センター事業の実施 (13) 障害者更生センターの受託経営 (14) 横浜市福祉保健研修交流センターの受託経営 (15) 横浜市高齢者用市営住宅等生活援助員派遣事業の受託経営 (16) 横浜市社会福祉センターの受託経営 (17) 横浜市地区センターの受託経営

	(1 8) 生活支援体制整備事業の実施 (1 9) 保育士修学資金貸付事業の実施 (2 0) ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業の実施 (2 1) 民間社会福祉事業従事者年金共済事業の実施			
財務状況 ※直近 3 か年 の事業年度分	年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	総収入	14, 702, 540, 780	15, 538, 112, 796	16, 807, 322, 619
	総支出	14, 520, 111, 657	15, 516, 193, 414	16, 660, 945, 940
	当期収支差額	182, 429, 123	21, 919, 382	146, 376, 679
	次期繰越収支差額	1, 443, 964, 089	1, 462, 333, 249	1, 431, 531, 464
連絡担当者	【所 属】			
	【氏 名】			
	【電 話】			
	【F A X】			
	【E-mail】			
特記事項				